

自立支援型地域ケア会議とは

「自立支援型地域ケア会議」とは、介護保険サービスを利用している方のケアプランについて、ケアマネジャーやサービス事業者と地域の様々な専門職が集まって、その支援方法を検討するものです。

利用者が住み慣れた地域で一日でも長く元気に暮らせるよう、自立した生活を応援するケアプランを目指します。

※ 対象となる方の個人情報には外部に漏れることのないよう十分に留意するとともに、個人が特定されないよう取り扱います。

様々な専門職による検討

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、精神保健福祉士などが専門的な立場からアドバイスします



「自立支援」とは

「自立支援」とは、利用者がその人らしく自立した生活を送れるよう支援することです。元気な方に対してはその状態を引き続き維持できるように、また、介護を必要とする方に対してはその状態の改善・悪化防止に向けてサポートします。

この考え方は、介護保険法でも法の理念として謳うたわれています。

[介護保険法(抜粋)]

第1条 (目的)	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、(省略)これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、(省略)その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
第2条第2項 (介護保険)	前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
第4条 (国民の努力及び義務)	国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

Aさん

(78歳 女性)



自宅で転倒し、
1か月安静に…

筋力が衰えて
一人で歩いて外出することが難
しくなりました



ケアマネジャーと
相談

ケアプラン

専門職の
アドバイス

自立支援型
地域ケア会議



歩行訓練や筋力アッ
プの指導を受け、
できることは自分で
行い、できないことは
再び出来るように取
り組みました。

元気に
なれて
うれしいわ



徐々に長い距離
が歩けるようになり、また一人
で買い物に行けるようになりま
した。